

釜石都市計画下水道の変更 (釜石市決定)

都市計画釜石公共下水道「2.排水区域」、「3.下水管渠」及び「4.その他の施設」を次のように変更する。

2.排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考)面積 約 1,353ha (うち大平処理区 約 1,105ha 上平田処理区 約 47ha 鵜住居処理区 約 201ha)

3.下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
大平処理区 放流管渠	釜石市 大平町四丁目	釜石市 大平町四丁目	
上平田処理区 放流管渠	釜石市 大字平田第2地割	釜石市 大字平田第2地割	
鵜住居処理区 放流管渠	釜石市 鵜住居町第16地割	釜石市 鵜住居町第17地割	

「管渠の区域は計画図表示のとおり」

4 . その他の施設

内 訳	位 置	備 考
中妻中継ポンプ場	釜石市千鳥町一丁目	面積 約 410m ²
汐立中継ポンプ場	釜石市只越町一丁目	面積 約 600m ²
嬉石中継ポンプ場	釜石市嬉石町三丁目	面積 約 640m ²
汐立排水ポンプ場	釜石市只越町一丁目	面積 約 2,200m ²
鈴子排水ポンプ場	釜石市鈴子町	面積 約 730m ²
鵜住居ポンプ場	釜石市鵜住居町第 1 5 地割	面積 約 550m ²
大平処理場	釜石市大平町四丁目	面積 約 19,430m ²
上平田処理場	釜石市大字平田第 2 地割	面積 約 3,400m ²
鵜住居処理場	釜石市鵜住居町第 1 5 地割、 釜石市鵜住居町第 1 7 地割	面積 約 8,000m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

東日本大震災津波により、壊滅的な被害を受けた鵜住居地区の効率的な下水道整備を図るため、都市計画を変更するものである。

また、大平処理区の区域について、区画整理事業実施区域を下水道区域として取り込むため、都市計画を変更するものである。

さらに、汐立排水ポンプ場について、防災・減災を考慮し位置変更するものである。

変更理由書

本市における公共下水道事業は、昭和 32 年度に都市計画決定を行い、同年度都市計画事業認可、下水道法事業認可を受けて以来、鋭意事業を進めている。一部供用開始は、昭和 53 年 12 月である。その後数回の変更を経て現在に至っている。

本市においては、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波により、甚大な被害を受け、現在、その復興に向け邁進しているところである。

今回、都市計画下水道を変更する理由として、震災により壊滅的な被害を受けた鵜住居地区を公共下水道区域に位置づけ、復興事業と一体となった下水道整備を実施することにより、利用者の快適な生活環境を確保するものである。

また、大平処理区の区域について、区画整理事業実施区域を下水道区域として取り込み、区画整理事業と一体となった下水道整備を実施することにより、利用者の快適な生活環境を確保するものである。

さらに、汐立排水ポンプ場の位置について、現決定及び認可を取得している場所は、釜石市港町二丁目で約 1,400m² の場所である。当該地については、防浪施設築造計画の外側（釜石湾側）となっているため、防災・減災を考慮し、防浪施設築造計画内側の釜石市只越町一丁目の位置に変更するものである。

以上の理由により、釜石都市計画下水道を変更するものである。